

入間市立図書館逐次刊行物の保存及び除籍に関する取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、入間市立図書館資料除籍基準に基づき、逐次刊行物の保存及び除籍の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、逐次刊行物は、蔵書が適正に維持及び管理をすることができる範囲内において、利用者に提供することを前提とした保存に努める。

(保存期限)

第2条 逐次刊行物の保存期限は、原則として発行日の属する年単位で定めるものとする。

2 各館での保存期限は、別表1に定める。

3 逐次刊行物の保存期限は、選書会議で決定し、随時見直しを行い効率的で適切な保存に努めるものとする。

4 休刊、廃刊又は収集を中止した逐次刊行物の保存期限は、第2項を基準として定める。

(保存期限の特例)

第3条 所蔵スペース等の事情により、保存期限まで保存することが困難であると館長が認める場合には、保存期限を短縮し、または保存館以外の館で保存することができる。

2 本館において収集している新聞のうち、地方版があるものについては、保存期限後に地方版のみを永年保存とする。

(除籍)

第4条 保存期限を経過した逐次刊行物は、入間市立図書館資料除籍基準第6条の規定に基づき、除籍を行う。

ただし、蔵書登録をしていない逐次刊行物については、この限りではない。

2 館長が特に認める場合には、保存期限にかかわらず、これを除籍・廃棄することができる。

(委任)

第5条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

別表 1

1年保存 : 週刊誌 隔週誌

- ・古くなれば顧みられないもの
- ・その時々で新鮮さが求められるもの

1年保存とする理由

- ・週刊誌等の貸出実績をみると、半年程度前のバックナンバーは貸出されるが、1年を超えると、貸出が非常に少なくなるため。
- ・週刊誌等は、情報の確実性よりも即時性を優先しているため、より正確な情報が発刊後に分かる場合も多く、長期保存する必要性が乏しいため。

3年保存 : 月刊誌 隔月誌 季刊誌

- ・内容的に前年同月号と同じパターンであるもの
- ・図書等他の資料で情報が得られるもの

3年保存とする理由

- ・月刊誌等に記載された情報は、後日、図書になって刊行される場合が多いが、3年程度経過すると、雑誌の代わりとなる多くの図書が出揃うため。

10年保存 : 郷土 お茶 男女共同参画 図書館 に関係深い雑誌

※現在は、さいたまグラフ（郷土）、茶道雑誌、なごみ（お茶）、女性情報（男女共同参画）、学校図書館、こどもとしゃかん、こどもの本、子どもと本、子どもと読書、子どもの本棚、本の雑誌、みんなの図書館（図書館）

10年保存とする理由

- ・調査、研究資料として有効であるため。
- ・郷土資料等に記載された情報は、後日、行政が図書にまとめて出版するが、出版頻度が少なく、10年程度経たないと、出版された図書が出揃わない。また、お茶、男女共同参画、図書館に関する本は、民間出版社が刊行する場合もあるが、出版頻度が少なく、10年程度経たないと、雑誌の代わりとなる図書が出揃わないため。

永年保存 : 日本図書館協会 法令 関係

※現在は、図書館雑誌、現代の図書館（日本図書館協会）、判例時報（法令）

永年保存とする理由

- ・日本図書館協会が出版している雑誌は、調査、研究に役立つものであるため。
- ・法令関係は、一部分が図書になるが、詳細部分まで図書にならず、雑誌として永年保存することにより利用者の利便性が図れるため。